



国家のネットワークシステム調達はどうかあるべきか？

text : 弁護士・寺本振透(西村総合法律事務所)

【その1】

プロプライエタリーにすぎるシステムは慎むべし!

いま“だから”本誌に登場!

久しぶりに本誌に登場させていただくことになった(注1)。まさに、「今」の時期にお話しさせていただくのは、実に意義深いことだと思う。これは決して社交辞令ではない。「いま」さら「インターネットマガジン」ではなく、「いま」だから「インターネットマガジン」なのだ。

インターネットマガジンは、日本におけるインターネットの商用利用の始まりの時期に歩調を合わせるように創刊された(1994年9月)。この当時における本誌の役割は、まさに、インターネットの無限の可能性を人々に知らしめ、少しでも多くの人がインターネットに触れる下地を作ることであったと思う。弁理士の松倉秀実先生および弁護士の宮下佳之先生とともに受け持った初期の連載「ネットワーク時代の知的所有権入門」(注2)は、そのような時代背景のもとで、

- (1)一般にありがちな知的財産権および知的財産権法に対する偏ったものの見方を突き崩すこと
- (2)当時予想することのできたインターネットを利用する商業的活動の拡大の中で起こりえる法的問題をシミュレートし、それに対処する「ものの考え方」を提示すること

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

に大きな力を注いだ(注3)。

予想されたとおり、インターネットは、さまざまな商業的活動のインフラストラクチャーとなっていたのだが、それとともに、本誌の役割も、インターネットの商業的利用のさまざまな形を紹介することから、それに参加する企業および消費者が認識すべき知識(特に、セキュリティ)の普及へと変わっていった。もっとも、この2000年を挟む時期には、さまざまな事業者のお先棒を無批判に担ぐ競合他誌群と本誌との違いがだんだん見えにくくなっていったともいえる。

この時代に、再び、松倉先生および宮下先生とともに、若干の連載をさせていただいた(注4)。ここで、

私は、インターネットが商業的活動のインフラストラクチャーとなったこの時にこそ、インフラストラクチャーのさらなる基盤たる通信回線に対する投資がどのようになされるべきかについて若干の議論を行った。

さて、現在、インターネットが、単に商業的活動のインフラストラクチャーであるばかりでなく、社会的インフラストラクチャーとして活用される時期に来ていることは疑いの余地がない。しかしながら、世は挙げて公共政策と社会的インフラストラクチャーをないがしろにする風潮であるし、調

達を行う公の側の知識不足も甚だしい。また、それにつけ込んで粗悪なシステムが不注意に調達されてしまうのではないかという懸念は増大する一方である。この時期において、インターネットマガジンは、適切な公共財への投資が行われるようにするために必要な知識を公共部門に対して普及させることに大きな力を注ぐべきであろう。また、社会的インフラストラクチャーというものは、利用する側がそれを巧く使うためのルールとノウハウとを身につけていなければ破綻するものである。利

世は挙げて公共政策と社会的インフラストラクチャーをないがしろにする風潮であるし、調達を行う公の側の知識不足も甚だしい。

用者に対してこのような知識を普及させることも、本誌の重要な役割となろう。

「社会的インフラ」とは何か？

ところで、「社会的インフラストラクチャー」とは何だろうか？ たとえば、鉄道などの公共交通機関は、社会的インフラストラクチャーの典型といえよう。もちろん、商業的活動とは無縁であろうはずもなく、公共交通機関も金儲けの手段ではあるのだが、金儲けという観点からだけでは把握しきれない価値を持っている。

(1)万人のために

町と町を結ぶ鉄道が、極めて豪華かつ快適な設備の列車だけを、極めて高額な運賃で走らせるのみであり、簡素な設備だけが誰でも乗れる運賃の列車を走らせていなかったとしたらどうだろうか？ いつでも誰でも分け隔てなく利用できることに鉄道の大きな価値がある。もちろん、切符がプラチナチケット化するような豪華列車があってはならない、ということではない。だが、豪華列車だけではまずかろう。なお、市民の負担が少なければ少ないほど良い

といっているわけではない。多くの市民が負担できる費用と、快適性のバランスが巧くとれていることが重要である。たとえば、

現在の日本では、新幹線の運賃は十分に合理的で負担可能な金額の範囲に入っているといつかまわないだろう。

(2)どこにいても

人口密度の低い田舎ならば公共交通機関が不要ということにはならない。もちろん、人口密度に応じた公共交通機関の選択は必要だろうが(新幹線か、在来線か、バスか、乗り合いタクシーか……など)、それがまったく必要ないということではないはずだ。また、公共交通機関を奪うということは、ますます人口の減少に拍車をか

注1：前回の登場は、本誌2002年2月号(通巻85号)152ページの宮下佳之先生との対談。

注2：本誌1994年12月号(通巻2号)から1999年4月号(通巻51号)まで。この連載記事の一部は、1999年に「よくわからん!? インターネット時代の法律入門」のタイトル

でインプレスより出版された。

注3：ちなみに、より過激なかたちで、当時ネットレフトといわれた「幻想にすぎないインターネット上の自由」を主張する人々を攻撃し、現実的な商業的活動のインフラストラクチャーたるべきインターネットの使い方

「知的財産権(×)宣言」(DDPパブリッシング『ワイアード日本版』で1996年6月号から1998年11月号まで連載)である。

注4：本誌2001年11月号(通巻82号)から2002年5月号(通巻88号)まで連載の「創造者たちの考える!? インターネット」。

けるおそれがあることも認識すべきだろう。

(3) 近視眼的な経済効率性の追求がすべてではない

経済効率性だけを追求するならば、体の動きが不自由なときでも容易に乗り降りできるような車両の用意、津々浦々までの公共交通機関網の配置などは、切り捨てられるべきことになろう。だが、それでは公共交通機関としての役割を果たしたことになることも、また、明らかだろう。

(4) 利用者もインフラストラクチャーの一要素

さらに、利用者もインフラストラクチャーの一要素を構成する

ことを忘れてはならない。利用者が好き勝手な使い方をしたのでは、列車のダイヤは維持できないし、車両内の快適性も維持できない。それだけに、利用者に対して、公共交通機関を使うためのルールとノウハウを教育することは極めて重要であり、家庭と初等教育機関の大きな役割の1つでもある。

道路、病院、学校なども、同様に典型的な社会的インフラストラクチャーであるといえよう。特に、道路については、利用者自身がインフラストラクチャーの一要素で

あるという面が極めて大きいことに注目すべきである。道路は、鉄道と違って線路がないから、その気になれば、相当に自由な(あるいは無秩序な)使い方ができる。しかしながら、違う方向に走る自動車がそれぞれに左右のうち好きな側を走ったらどうなるだろうか? 道の同じ側を反対方向から走ってきた自動車同士の衝突が頻発するだろう。あるいは、自動車が左右好きな側に勝手に駐車したらどうなるだろうか? 道路の通行に著しく支障を来すに違いない。道路では、いずれの自動車

ストラクチャーとして活用される」とはどういうことだろうか?

現在、我々が政府機関、地方自治体、医療機関、教育機関などからサービスを受けるためには、ほとんどの場合、利用者の方から役所の窓口、病院または診療所などの医療機関、学校などの教育機関に出向いて行かなければならない。「利用者がサービス提供者のところまで出向いて行く」ことは、もちろん、必ずしも悪いことではない。たとえば、医師が常に患者のところまで出向いて行っていたのでは、医

プロプライエタリーにすぎるシステムの導入は厳に慎むべきであろう。なぜなら、教育がプロプライエタリーな供給に支配されてしまうから。

師の移動のための時間とコストが無駄になるし、患者からすると「病院に行けば医師が居てくれる」という安心感が持てないこ

も歩行者もインフラストラクチャーの一部なのであり、それぞれが一定のルールを守っていることによって道路の役割が維持されているのであるし、他の利用者がルールを守っていてくれるはずだとの信頼関係に基づいてこそ安心して利用ができるのである。また、ルールを守ること、自己の安全を守るためにも不可欠である。

とになる。教師が常に生徒のところまで出向いて行っていたのでは、教師の移動時間が無駄だし、生徒はどこに教師がいるのかわからないし、何より、生徒同士の議論といった重要な教育ができなくなってしまう。

しかしながら、利用者がサービス提供者のところまで出向くことがあまりにも無駄である場合、あるいは、利用者が移動することが困難かまたは不可能な場合も多い。たとえば、日々の健康状況のチェックのために毎日医療機関に行くことは現実的でない。また、入院中の子供が小学校

ネットが社会インフラになる

では、インターネットが「社会的インフラ

に通い続けることも不可能である。

このような無駄または困難さの原因となっているのは、しばしば、「距離」という障壁である。この「距離」という障壁を克服し、社会的サービスを、誰に対しても、どこにいる人に対してでも、比較的低いコストで提供できるようにする手段として、インターネットが使われるのである。これこそが、社会的インフラストラクチャーとしてのインターネットの活用である。たとえば、家庭のトイレに各種センサーを付けて医療機関と結ぶことで日々の健康状況のチェックを簡便に行うことができる。また、小学校と病院を結ぶことで、入院中の子供であっても、他のクラスメートと同じようにクラスに参加し続けることができる(注5)。

調達者の姿勢はいかにあるべきか

インターネットが社会的サービスのために利用される場合には、これを利用するためのさまざまなシステム(通信回線、通信機器、各種サーバー機、オペレーティングシステムからアプリケーションまでを含むソフトウェアなど)を調達する者は、政府機関、地方自治体、医療機関、教育機関などとなる(注6)。社会的サービスのためのシステム調達の失敗は、ときとして、人命にかかわる問題ともなろうし、そうでなくとも、市民の生活レベルの維持にとって

大きな問題となる。また、市民の負担する税金によってそれがまかなわれる以上、変な使い方がなされてよいわけがない(注7)。

しかしながら、適切な調達を行うためには、調達者自身に十分な知識と判断能力がなければならない。危惧すべきは、調達者が事業者の宣伝文句に振り回されることであ(注8)あるいは、むやみにコスト削減だけを考えて必要なサービス水準を達成できなくなることであ(注9)さらには、「何もわからないから」といって事業者の手先でしかないコンサルタントに多額の資金を垂れ流すことである(注10)。

また、利用者自身がインフラストラクチャーの一部を構成してしまうという社会的インフラストラクチャーの特性を考えれば、公的機関としては、単にシステムを調達するだけではなく、利用者の教育を行う必要がある。しかしながら、利用者に対する教育の効率性を考えるならば、プロプライエタリーにすぎないシステムの導入は厳に慎むべきであろう。なぜなら、公的機関が行う教育の内容がプロプライエタリーな供給者から提供される情報に依存せざるを得ず、また、教育のためにどんどん資金がかかる供給者に吸い上げられてしまうことになり、さらには、システムごとにかく違わ教育を利用者にほどこさなければならなくなるからである(注11)。

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

注5：ちなみに、下り速度が速くても上り速度が遅いADSL(非対称デジタル加入者線：“Asymmetric” Digital Subscribe Line)を無批判に称揚するマスコミの論調は要注意である。社会的インフラストラクチャーとしてのインターネットの活用においては、大きなデータ(典型的には娯楽のための映画や音楽)はもっぱらサーバーからクライアントに対して流れるのみである商業的利用と異なり、上り速度が圧倒的に重要となるからである。たとえば、入院中の子供を小学校のクラスに参加させるためには、教師や黒板の映像がその子供に伝達されるだけでは全く不十分である。そ

の子供の表情(教師の言っていることがよくわからない、という顔をしているかもしれない)発言がリアルタイムで鮮明に教師とクラスメートに伝わらなければならないし、その子供はタブレットなどを使ってクラスメートとともに自らに解答を黒板に書いてクラスメートと議論できなければならない。日々の健康チェックにしても、家庭からサーバーに送られるデータの方が膨大な量となる。

注6：もちろん、厳密には、私立の医療機関や教育機関は一定の営利を追求しないわけではない。

注7：仮にわが国の政府機関が、外国の政府からの圧力に屈して当該国に本拠を置くソフトウェア供給者から粗悪なソフトウェアを高額で調達するとすれば、「変な使い方」の典型例ということになる。

注8：供給されんとするソフトウェアに関する知的財産権の所在や、セキュリティなどに関する事業者(特に、プロプライエタリーなソフトウェアの供給事業者)の怪しげな宣伝文句がいかに間違っているかについては、次回から詳細に検証していく。

注9：ファイアーウォール、アンチウイルス

システムなどを例に挙げるまでもなく、それなりのコストをかけないとセキュリティーは達成できないものである。

注10：無能なコンサルタントは、方法論を語るばかりでクライアントとともに実践することができない。これに対し、実践的かつ有能なコンサルタントの利用は、大いに、クライアントの時間と労力の節約となる。

注11：抽象的でなんのこともやわらかいといわれるかもしれない。具体的にはなはは次回からさせていたたく。「乞うご期待」である。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp